

## 第6章 障害福祉計画・障害児福祉計画の着実な推進に向けて

### 1 障害福祉サービス・障害児通所支援の提供体制の整備

#### (1) 障害福祉サービスや支援に関する情報周知の拡充

障害のある人の地域での生活を支えるためには、支援を必要としている人が適切な障害福祉サービスを受けられるための体制が必要不可欠です。

本市では様々な障害福祉サービスや支援を提供していますが、アンケート調査の結果から、障害福祉サービスの情報や市内の障害福祉施設に関する情報についての認知度に、市民によって差があることが確認されています。

障害福祉サービスの利用者や希望する人だけでなく、情報を入手しづらい環境や状態にある人に対しても、確実な情報の周知を行うことによって、障害福祉サービスや支援、相談先があることを知ってもらい、まずは相談していただくための取組を、より一層強化していくことが必要です。

本市では、3つの地域活動支援センターに加え、令和2年10月より基幹相談支援センターを市直営と事業所（基幹相談支援センター・えぽっく）の複数体制として、地域の相談支援体制の基盤を強化しました。また、庁内の関係部署と連携し、地域活動支援センターや基幹相談支援センターの取組や障害福祉に関する情報の積極的な周知に取り組むことで、障害福祉サービスや支援を必要としている人に情報が届きやすい環境づくりを行っていきます。

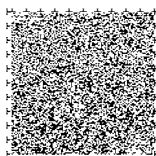
#### (2) 庁内の関係部署との連携や庁外の関係機関との協働による社会資源の活用

障害福祉サービスの拡充に向けては、既存の障害福祉サービス事業所への支援とともに、新規参入事業者への支援も必要になります。新規事業所の誘致や施設整備に向けた支援については、庁内の関係部署と連携した取組を行っていきます。

また、障害のある人の地域での生活には、障害福祉サービスだけでなく、日常的な生活や地域活動の場といった居場所の確保も必要になってきます。庁外の関係機関と協働した取組を増やすことで、多様な居場所を地域に確保できるよう努めていきます。

#### (3) 財源の確保

障害福祉計画に掲げる数値目標を達成するとともに、今後見込まれる障害福祉サービスの利用ニーズに対応できるよう、計画実現のための予算計画を早期に検討し、国や東京都の補助金等の活用を含め、必要な財源の確保に努めていきます。



#### **(4) 障害福祉サービスを担う人材の確保・定着、育成支援**

障害福祉サービスの需要の増加に伴い、提供体制を担保するための福祉人材の確保・定着がとても重要になってきています。

東京都等における人材確保の取組と連携した確保策を講じるとともに、市内の障害福祉サービス事業所に勤務する人材のスキルアップに向けた取組を検討することで、人材の定着と質の向上を図っていきます。

また、今後、地域生活支援拠点等の整備においても、専門的人材の確保や育成について、研修会や事例検討会を実施していきます。

#### **(5) 障害福祉サービスの質の向上**

障害福祉サービスの提供量の確保と並行して、個々の障害福祉サービスの質の向上を図ることが必要になります。

整備に一定の目途が立った障害福祉サービスについては、現状の提供量を維持しながら、市による指導、第三者評価の促進等を通じた質の向上に取り組んでいきます。

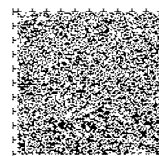
また、事業所連絡会等の連携の場を活用して、事業所間の情報共有や地域課題の共有、市との連携等を強化し、本市全体の障害福祉サービスの質の向上に取り組んでいきます。

#### **(6) 多様な支援ニーズや生活課題への対応力の向上**

障害福祉サービスの利用者は、身体・知的・精神の3障害に限らず、難病患者や医療的ケアの必要な障害のある人、発達障害のある人等、この数年間で多様化・複雑化してきています。また、一人ひとりの生活背景には、高齢化に伴う介護保険サービスの必要がある人やアルコール・ギャンブル等への依存症のある人、ダブルケアを行う人やヤングケアラー等介護をする人の負担増、収入の減少等による生活困窮等、様々な生活課題があるため、利用者のニーズへの対応は柔軟かつ専門的なスキルと体制が必要になっていきます。

対応力の向上に向けて、東京都等をはじめとする外部の専門機関と連携した体制をより一層強化していくとともに、市内における利用者のニーズ変化の把握に努め、市内の障害福祉サービスの提供に必要不可欠な専門性を踏まえた対策を行っていきます。

また、障害のある人が地域社会とのつながりを維持できるよう、3つの地域活動支援センターがそれぞれの特性を生かしながら連携して支援を進めていきます。



## 2 新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、誰もが予想しなかった未曾有の社会経済環境の変化があり、不安や不便を感じている障害のある人やその家族に対し、いつでも非常時に備えられるフレキシブルな体制の構築が必要となっています。

新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に抑え、新しい生活様式に対応し、障害福祉サービス事業所等が必要な障害福祉サービスを継続して提供できる体制を改めて検討する必要があります。

本市では、業務の非対面型、非接触型の障害福祉サービスの転換を図る一方で、見守りや声かけ等の安否確認が必要な場合等については、「つながり」のある適切な支援を行えるよう、現実に行き来している状況の変化に対し迅速に取り組んでいきます。

## 3 PDCA サイクルによる進捗管理

地域の関係機関が連携し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う機関である地域自立支援協議会の中で、PDCA サイクルに基づいて、本計画の進捗状況のモニタリングを定期的に行い、そこでの評価を計画の実現に向けて反映させていきます。

また、協議会でのモニタリングの内容やそこでの評価の施策への反映状況を市民に公開します。

